

右記(一) 請求書

左記(一) 請求書
 一、請員日給及常備日給五分値上げを復活スルニト
 二、会社ノ都合ニ依リ又ハ機械其ノ他ノ故障ニ依リ休業ノ時ハ常備日給ヲ給スルニト

別記(一)

要求書

左記(一) 請求書ノ時實施スルニトウ西女亦ス

一、請員日給及常備日給五分値上げを復活スルニト

二、会社ノ都合ニ依リ又ハ機械其ノ他ノ故障ニ依リ休業ノ時ハ常備日給ヲ給スルニト

三、軍出稼業ノ平當ヲ一時間ニ付五分支給スルニト

四、退職平當ノ制定ヲ左ノ如クスルニト

滿一ヶ年以下ノモノハ日給ノ十八日分

二ヶ年以下ノモノハ日給ノ十六日分

三ヶ年以下ノモノハ日給ノ十四日分

四ヶ年以下ノモノハ日給ノ十二日分

五ヶ年以下ノモノハ日給ノ十日分

五ヶ年以上ノモノハ日給ノ八日分ノ増スルニ依リ日給ノ三日分ノ増額支給スルニト

五、年々田ノ賣與ノ左記ノ如ク支給スルニト

一、比勤者ハ日給ノ十五日分

二、比勤(日)ノ増スルニ依リ日給ノ五分ヲ引クニト但シ最底ノ日給ノ